令和７年度 東松島市　定額減税補足給付金（不足額給付）対象確認フロー

スタート

① R7.1.1時点で東松島市に住民登録している（住登外課税者含む）

はい（②へ）

いいえ（⑦へ）

⑦ R7.1.1時点でお住いの市町村に問い合わせください

② 合計所得金額が1,805万円以下である

はい（③へ）

いいえ（⑩へ）

③ R6年度定額減税を受けている

はい（④へ）

いいえ（⑧へ）

⑧ R5・R6年度に非課税・均等割世帯給付金の対象世帯として世帯主・世帯員に該当した
※7万円又は10万円の給付を受けた

はい（⑩へ）

いいえ（⑨へ）

④ 年末調整または確定申告により、R6年分所得税またはR6年度住民税で定額減税しきれない額があった

はい（⑤へ）

いいえ（⑩へ）

⑤ 定額減税しきれない額【所得税と市民税の合計（1万円以上切り上げ）】がR6年度調整給付金の対象となっていた
※未申請・辞退を含む

⑨ 次のいずれにも該当する
1　所得税・住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円である
2　税制度上、「扶養親族」から外れてしまう所得割非課税者である
※主に青色事業専従者、事業専従者（白色）の方

いいえ（⑥へ）

はい（⑩へ）

⑩ 支給対象外

いいえ（⑩へ）

はい（⑪へ）

⑥ 不足額給付Ⅰの対象となる可能性があります

■「調整給付金（不足額給付分）支給確認書（以下確認書という。）」が届きます。
…通知をお待ちください
※給付内容や確認事項が書かれたものです

・確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認・訂正後、確認書を同封した返信用封筒にて、返信ください。

■令和6年中に転入された方

・調整給付金（不足額給付分）申請書（転入者）（様式第2号）が届きます。
…通知をお待ちください（8月上旬ごろ）

・確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認・訂正後、申請書を同封した返信用封筒にて、返信ください。

⑪ 不足額給付Ⅱの対象となる可能性があります

■申請書（様式第3号）を提出する必要があります。ただし、次のいずれにも該当する方になります。

・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ
※本人として定額減税対象外であること

・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方
※扶養親族等としても定額減税対象外であること

・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと